株式会社アクアは、東京都社会的責任調達指針の趣旨を踏まえ、法令遵守、人権尊重、適正な労働、安全衛生、環境保全、公正な事業運営、サプライチェーンへの働きかけ及び通報者保護等に取り組みます。以下に当社の「東京都社会的責任調達指針対応方針・行動規範」を掲載します。

東京都社会的責任調達指針対応方針・行動規範

１.総則

株式会社アクア（以下「当社」といいます。）は、橋梁塗装工事その他当社の事業活動を行うにあたり、東京都社会的責任調達指針その他社会的責任調達に関する指針、仕様書、誓約事項及び契約上の義務の趣旨を踏まえ、法令遵守、人権尊重、適正な労働、安全衛生、環境保全、公正な事業運営、サプライチェーンへの働きかけ及び通報者保護等に取り組みます。本方針・行動規範は、当社の社会的責任調達に関する基本的な考え方を明らかにし、当社の役員及び従業員に周知するとともに、下請会社、協力会社、資材納入業者、一人親方その他当社のサプライチェーンを担う事業者の皆様に対し、当社の取組への理解と協力をお願いするために定めるものです。

２.基本方針

１　当社は、経済合理性のみならず、環境、人権、労働及び経済の各分野における社会的責任を重視し、持続可能な社会の実現に貢献するよう努めます。
２　当社は、東京都その他の発注者から受注する工事等の履行にあたり、社会的責任調達に関する指針、仕様書、誓約事項及び契約上の義務を理解し、その遵守に努めます。
３　当社は、下請会社、協力会社、資材納入業者、一人親方その他当社のサプライチェーンを担う事業者に対し、本方針・行動規範の趣旨を周知し、合理的な範囲で協力を求めます。
４　本方針・行動規範は、協力会社等に対して当社の就業規則を直接適用し、又は当社が協力会社等の従業員に対して雇用管理上の指揮命令権を有することを意味するものではありません。

３.法令遵守及び公正な事業運営

１　当社は、労働関係法令、安全衛生関係法令、建設業法、下請代金支払遅延等防止法、独占禁止法、廃棄物処理法、環境関係法令、個人情報保護法その他当社の事業活動に関係する法令、条例、規則及び契約上の義務を遵守します。
２　当社は、入札、見積、契約、施工、検査、請求その他の事業活動において、公正かつ誠実に行動します。
３　当社は、談合、贈収賄、不正な利益供与、虚偽報告、検査妨害、品質不正その他公正な

事業運営を損なう行為を行いません。

4　当社は、反社会的勢力との関係を一切持たず、不当要求その他違法又は不当な働きかけを受けた場合は、毅然として対応します。

5　当社は、協力会社等に対しても、法令遵守、公正な事業運営、反社会的勢力の排除、贈収賄・不正な利益供与の禁止、記録の適正作成等について協力を求めます。

4.人権尊重、差別及びハラスメントの禁止

1　当社は、すべての人の基本的人権を尊重し、国籍、人種、民族、信条、宗教、性別、性的指向、性自認、年齢、障害、疾病、雇用形態、社会的身分その他の事情を理由とする不当な差別を行いません。

2　当社は、従業員、協力会社等の従業員、発注者、元請会社、地域住民その他当社の事業活動に関係するすべての者に対し、尊厳をもって接します。

3　当社は、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児・介護等に関するハラスメント、差別的言動、いじめ、嫌がらせその他就業環境又は取引関係を害する言動を認めません。

4　当社は、協力会社等に対しても、人権尊重、差別及びハラスメントの防止に協力を求めます。

5.強制労働及び児童労働の禁止

1　当社は、暴行、脅迫、監禁、身分証明書の不当な保管、借金による拘束その他本人の意思に反する強制労働を認めません。

2　当社は、法令に反する児童労働を認めません。

3　当社は、協力会社等に対しても、強制労働及び児童労働を行わないよう求めます。

6.適正な労働条件及び働きやすい職場づくり

1　当社は、賃金、労働時間、休日、休暇、割増賃金、社会保険及び労働保険について、労働関係法令及び社内規程に従い適正に取り扱います。

2　当社は、長時間労働の防止、年次有給休暇の取得促進、育児・介護と仕事の両立支援その他従業員が健康で働き続けるための職場環境整備に努めます。

3　当社は、外国人労働者を雇用し、又は外国人労働者が従事する協力会社等と取引する場合、在留資格、労働条件、安全衛生教育、賃金支払その他必要な事項について、法令に従い適正に取り扱われるよう配慮します。

4　当社は、協力会社等に対しても、適正な賃金支払、労働時間管理、休日・休暇、社会保

険・労働保険、安全衛生教育、外国人労働者の適正な就労管理等について協力を求めます。

7.安全衛生及び施工品質

1　当社は、橋梁塗装工事における高所作業、足場上作業、ブラスト作業、素地調整作業、塗装作業、防護工、養生作業、交通規制を伴う作業その他危険を伴う作業について、労働災害の防止を最優先事項として取り組みます。
2　当社は、作業計画、リスクアセスメント、危険予知活動、作業手順書、安全衛生教育、保護具の着用、現場巡視、熱中症対策その他必要な安全衛生措置を実施します。
3　当社は、協力会社等の作業員を含め、現場に入場する者に対して必要な安全衛生上の周知及び指導を行います。
4　当社は、塗料、溶剤、剥離材、洗浄剤その他化学物質を取り扱う場合、法令、安全データシート、作業手順書及び契約条件に基づき、保管、使用、換気、保護具、廃棄、緊急時対応を適正に行います。
5　当社は、ブラスト作業、素地調整作業、塗膜除去作業その他粉じん等が発生する作業について、飛散防止、ばく露防止、周辺環境への配慮を行います。
6　当社は、仕様書、設計図書、施工計画書、品質管理基準、作業手順書その他契約上又は会社が定める事項を遵守し、適正な施工品質の確保に努めます。
7　当社は、協力会社等に対しても、現場の安全衛生、化学物質管理、保護具着用、作業手順の遵守、事故・災害・体調不良時の報告、施工品質の確保等について協力を求めます。

8.環境保全

1　当社は、橋梁塗装工事その他の事業活動に伴う環境負荷の低減に努めます。
2　当社は、塗料、溶剤、剥離材、粉じん、騒音、振動、廃棄物、排水、悪臭、温室効果ガス排出その他環境に影響を及ぼす事項について、法令、契約条件、現場ルール及び会社の指示に従い適正に管理します。
3　当社は、産業廃棄物その他の廃棄物について、分別、保管、収集運搬、処分、マニフェスト管理その他必要な事項を法令に従い適正に行います。
4　当社は、事務所及び現場において、省エネルギー、省資源、廃棄物削減、リサイクル、効率的な車両運行その他環境負荷低減に資する取組に努めます。
5　当社は、協力会社等に対しても、廃棄物の適正処理、化学物質の適正管理、粉じん・塗料等の飛散防止、油漏れ・薬品漏れの防止、省資源・省エネルギー等について協力を求めます。

9.公正取引及びサプライチェーンへの働きかけ

1　当社は、下請会社、協力会社、資材納入業者、一人親方その他取引先との取引において、契約条件、施工範囲、代金、支払条件、工期、安全衛生上の役割分担その他重要事項を可能な限り明確にします。
2　当社は、不当に低い代金、不当なやり直し、不当な支払遅延、不当な費用負担その他不公正な取引を行いません。
3　当社は、協力会社等からの相談、申出又は苦情に対し、誠実に対応します。
4　当社は、東京都その他の発注者から受注する工事等について、必要に応じて、協力会社等に対し、東京都社会的責任調達指針その他社会的責任調達に関する指針及び本方針・行動規範の趣旨を周知し、協力を求めます。
5　当社は、協力会社等において、法令違反、人権侵害、重大な労働問題、重大な安全衛生上の問題、環境汚染その他社会的責任調達上の問題が疑われる事実を把握した場合、当該協力会社等に対し、事実確認及び改善に向けた働きかけを行うことがあります。

１０.相談・通報、通報者保護及び是正

1　当社は、法令違反、人権侵害、差別、ハラスメント、安全衛生上の問題、環境上の問題、不公正な取引その他不適切な行為に関する相談及び通報を受け付ける窓口を設置します。
2　当社の相談・通報窓口は、総務部とします。ただし、当社は必要に応じて、外部専門家その他適切な者を相談対応に関与させることがあります。
3　当社は、相談又は通報をした者の秘密を尊重し、正当な理由なく相談者又は通報者を特定し得る情報を漏えいしません。
4　当社は、相談又は通報をしたこと、調査に協力したこと、又は是正を求めたことに対する報復として、解雇、契約解除、降格、減給、配置変更、取引停止、現場からの排除、嫌がらせその他不利益な取扱い又は報復行為を行いません。
5　前項は、相談又は通報をした者について、相談又は通報とは別の理由により、法令、就業規則、契約その他正当な根拠に基づき必要な措置を講ずることを妨げるものではありません。
6　当社は、相談又は通報を受けた場合、必要に応じて事実確認を行い、違反又は不適切な事実が認められたときは、是正措置及び再発防止措置を講ずるよう努めます。
7　当社は、協力会社等に対しても、通報者に対する報復行為を行わないよう求めます。

１１.東京都等による確認・モニタリング等への協力

1　当社は、東京都、発注者、元請会社その他関係機関から、社会的責任調達に関する確認、モニタリング、第三者監査、改善計画書の提出、改善結果の報告又はサプライチェーンへの働きかけを求められた場合、合理的な範囲で誠実に協力します。

2　当社は、協力会社等に対し、前項の確認、モニタリング、第三者監査、改善計画書の提出、改善結果の報告その他必要な対応について、合理的な範囲で協力を求めることがあります。

3　協力会社等において社会的責任調達上の問題が判明した場合、当社は、当該協力会社等に対し、事実確認、改善要請、再発防止策の確認その他必要な働きかけを行うことがあります。

１２.教育、周知及び継続的改善

1　当社は、本方針・行動規範の内容を役員及び従業員に周知し、必要に応じて研修、掲示、社内通知その他の方法により理解促進を図ります。

2　当社は、現場責任者、職長、安全衛生責任者その他現場を管理する者に対し、法令遵守、安全衛生、人権尊重、環境保全、通報者保護及びサプライチェーンへの対応に関する周知又は教育を行います。

3　当社は、必要に応じて、協力会社等に対して本方針・行動規範の趣旨を周知します。

4　当社は、法令改正、東京都社会的責任調達指針その他関係指針の改定、発注者からの要請、通報・相談の内容、事故・不具合・環境問題の発生状況その他の事情を踏まえ、本方針・行動規範及び関連する社内運用を継続的に見直します。

附則

1　本方針・行動規範は、令和８年６月１日から実施します。

2　本方針・行動規範の主管部署は、総務部とします。

株式会社アクア
〒339-0002 埼玉県さいたま市岩槻区裏慈恩寺 462-7
048-797-9185